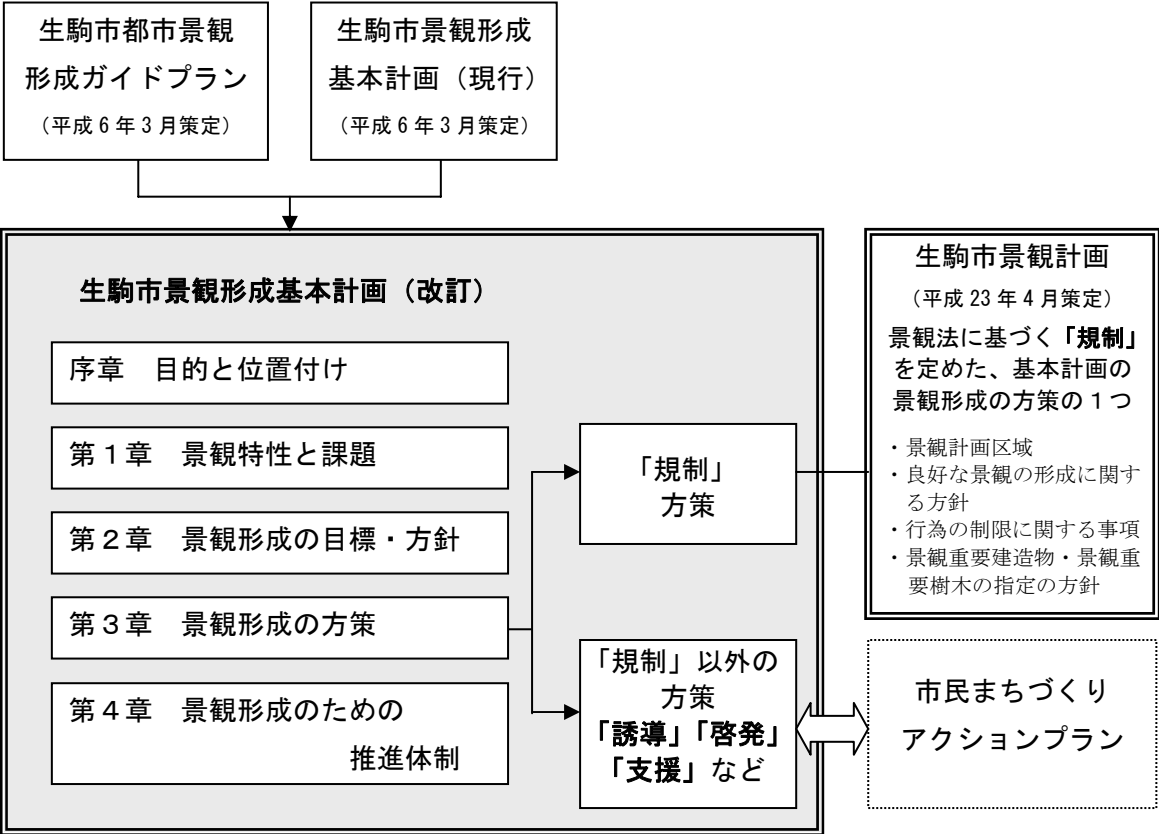


生駒市景観形成基本計画とは

「生駒市景観形成基本計画」とは、生駒市において今後目指すべき景観形成のあり方（理念・目標・方針）や、その実現に向けた取り組み方策を示した計画です。



生駒市景観形成基本計画（改訂）の位置づけ

（１）「生駒市都市景観形成ガイドプラン」「生駒市景観形成基本計画（現行）」との関係

- 平成6年3月に、まちづくりにおける景観面でのあり方を示した「生駒市都市景観形成ガイドプラン」、地区ごとの具体的な景観形成のための施策・行動を示した「生駒市景観形成基本計画（現行）」が策定されています。
- これらの計画が策定されてから15年以上が経過しています。景観の大きな構造は不変であるものの、この間に住宅地の開発や学研都市の整備などが進展するとともに、市民・事業者・行政のまちづくりに対する考え方も大きく変化しています。
- そのため、「生駒市都市景観形成ガイドプラン」「生駒市景観形成基本計画（現行）」

の考え方を踏まえた上で、景観に関する取組の経過や景観の変化、まちづくりに対する考え方の変化もとらえつつ、これからの生駒市における景観形成の方向性を考えていく必要があります。

(2) 「生駒市景観計画」との関係

- 平成 23 年 4 月に策定された「生駒市景観計画」は、「景観法」に基づいて景観形成に関する「規制」について示したものです。
- 「規制」は良好な景観形成に向けた「手段の一つ」であり、規制以外にも、どのように取組を「誘導」していくのか、また、市民・事業者に対してどのように「啓発」していくのか、あるいは、市民・事業者の景観形成の取組に対してどのように「支援」していくのか、などといった推進方策を考えていく必要があります。
- 並行して「市民まちづくりアクションプラン※」の策定作業が進められていることから、それとも関連性を持ちつつ、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりをどのように進めていくのか、に重点を置いて検討していきます。

※市民まちづくりアクションプラン

- ・市民が自主的かつ主体的に取り組むまちづくりの方向や、できることから段階的に取り組む内容を示したアクションプラン（行動計画）です。
- ・「いこま塾」によるワークショップでの検討を平成 23 年 5 月からスタートしており、別途設置される「市民アクションプラン検討委員会」でワークショップの内容を踏まえて案を検討し、平成 24 年度に策定する予定となっています。

(参考) 生駒市都市景観形成ガイドプラン・生駒市景観形成基本計画(現行)・
生駒市景観計画の概要

●生駒市都市景観形成ガイドプラン(平成6年3月策定)

市域全体をとらえた景観形成の方針・指針。

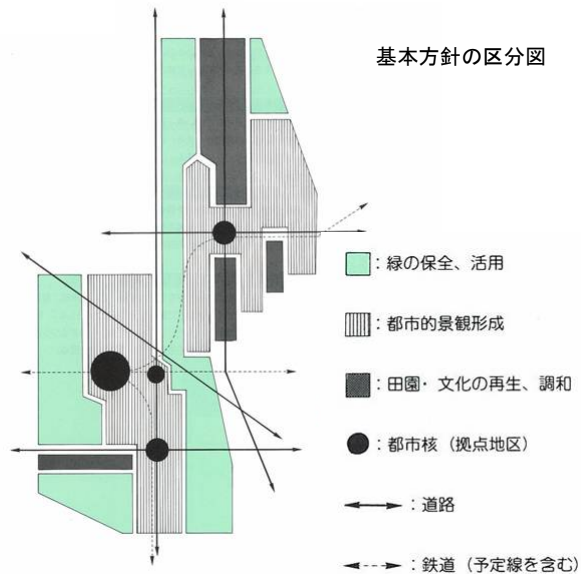
第1章 景観形成の目標

【景観の目標像】

-みんなでつくる
“やさしさ”と“うるおい”-
緑の文化公園都市 いこま

【景観形成の基本方針】

- ①緑が映える「自然景観」を
保全しつつ活用を図る
- ②ふるさとも感じさせる
「田園・文化景観」を形成する
- ③うるおいとにぎわいのある
「都市的景観」をつくる



第2章 景観形成の指針

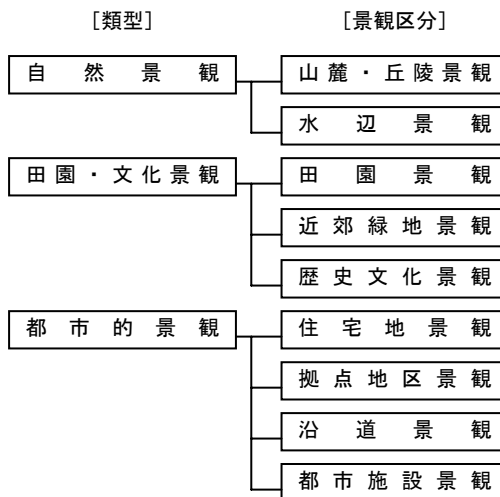
【景観の類型化】

自然、田園・文化、都市的景観の3つの
類型を設定

【景観区分ごとの方針】

類型に基づいて景観特性を9区分に整理
し、それぞれに方針を設定

- ・景観の現況と課題
- ・景観形成指針
- ・景観形成への配慮事項



第3章 景観形成の推進

【景観形成の主体と役割】

景観形成の主体である市民、関係事業者、行政がそれぞれ果たす役割を明記

【今後の取り組み】

本市の景観形成を実践していくための取り組みを提示

●生駒市景観形成基本計画(平成6年3月策定)

“構想”である「ガイドプラン」を受けて、
地区ごとの具体的な景観形成のための施策・
行動を明らかにした“計画”



基本地区の設定

I 景観地区の設定

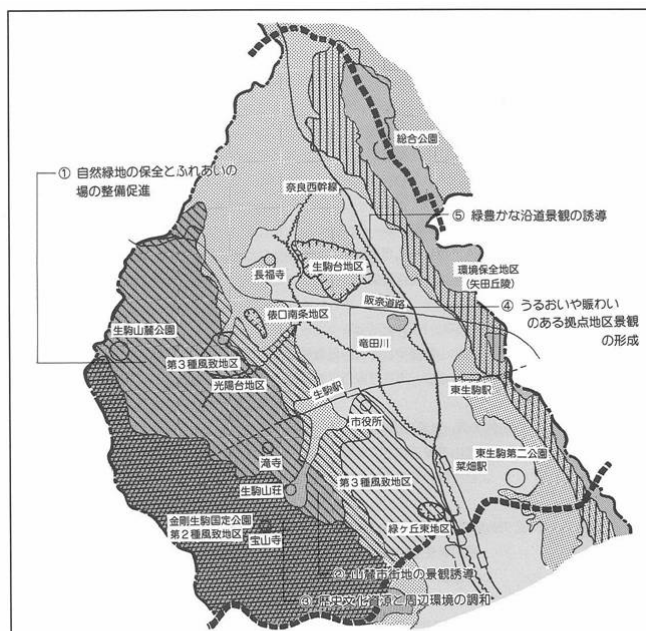
地形的条件、歴史的条件、社会的条件を
踏まえ、小学校区を基本に、4つの景観
地区を設定

- ・北部景観地区
- ・北部開発景観地区
- ・中部景観地区
- ・南部景観地区

II 地区別景観形成計画

4つの景観地区ごとに、具体的な
景観形成のための施策・行動を
位置付け

- ・景観特性
- ・景観課題
- ・景観形成指針
- ・景観形成施策



III 景観形成の方策

行政と市民が一体となった取り
組みを促進するための「主体別の
役割や方策」、「実現化の手法」を
示す

IV 景観形成を先導するために

本市の景観形成を先導していく
上で重要な「公共空間の整備方策
や手法」を示す

景観地区		中部景観地区	
凡	環境保全地区	景観保全地区	第2種風致地区かつ固定公園
例	第3種風致地区	金剛生駒固定公園	矢田県立自然公園
	環境保全地区	景観保全地区	第2種風致地区
	第3種風致地区	第3種風致地区	第3種風致地区
	標高200m以上	標高150~200m	標高150m以下
	河川		

景観形成指針図
(中部景観地区を例に)

●生駒市景観計画（平成23年4月策定）

「景観法」に基づいて景観形成に関する「規制」を中心に示したもの

第1章 基本理念、基本目標及び役割

【基本理念】

豊かな自然環境を生かし、良好な景観を形成するため、本市を特徴付ける生駒山系・矢田丘陵を景観形成の柱とすることで、緑豊かな住宅都市にふさわしい“質の高い”景観形成を図ります。

【基本目標】

「自然と都市が調和した景観まちづくり」

【役割】

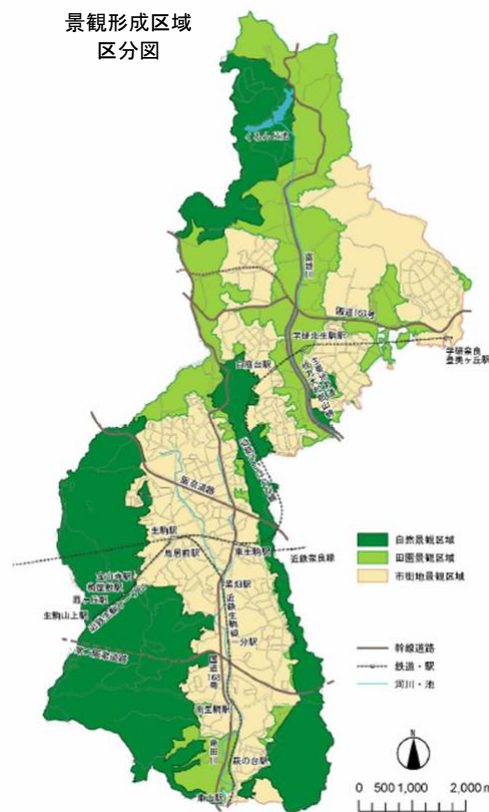
市民、事業者、市の役割を定める

第2章 景観形成の基本方針

【基本方針】

- ①緑が映える「自然景観」を保全しつつ活用を図る
- ②ふるさとも感じさせる「田園景観」を形成する
- ③うるおいとにぎわいのある「市街地景観」をつくる
- ④特徴ある地区の景観をみんなで大切に守り創造する

景観形成区域区分図



第3章 景観計画の区域

- 市全域を景観計画区域とし、基本方針に即して3つに区分

- ・自然景観区域
- ・田園景観区域
- ・市街地景観区域

- 駅周辺や、歴史的、文化的遺産など、景観上特色があり、良好な景観を形成する必要がある地区を「景観配慮地区」に指定
- 景観配慮地区の中で、関係住民等が合意した具体的な範囲を定め、景観に関するルールに従って景観形成に取り組む地区を「景観形成地区」として指定

※第4章以降は略